

避難情報の発令判断・伝達マニュアル
（洪水編）

令和5年3月29日

名 寄 市

《 目 次 》

1	避難情報の発令対象とする洪水等	洪—3
2	避難情報の発令対象区域	洪—3
3	避難情報の発令を判断するための情報	洪—5
4	河川の水位と発表される洪水予報等	洪—7
5	避難情報の発令により立退き避難等が必要な居住者等に求める行動	洪—9
6	避難情報の発令基準	洪—10
7	避難情報の解除基準	洪—16
8	協力・助言を求めることのできる機関	洪—16
9	避難情報の伝達方法	洪—17
10	避難情報の伝達文	洪—18

巻末資料

I	名寄市の降雨等の記録について	洪—22
---	----------------	------

1 避難情報の発令対象とする洪水等

(1) 対象（立退き避難が必要な災害の事象）

ア 河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合

* 具体的な区域や河岸侵食の幅の設定に参考になる情報として、国・道が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を設定している場合がある。

イ 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合

* 住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要

ウ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

(2) 避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件

ア 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合

イ 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合

ウ 地下施設・空間（住宅地下室等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

2 避難情報の発令対象区域

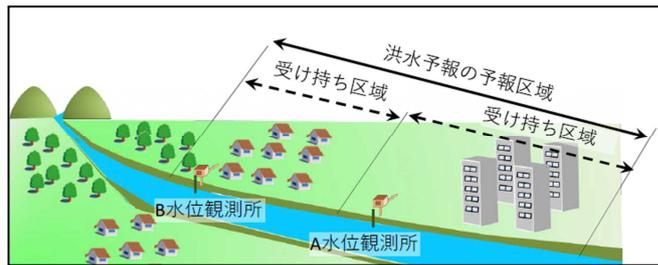
(1) 洪水予報河川と水位周知河川

洪水予報河川と水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。

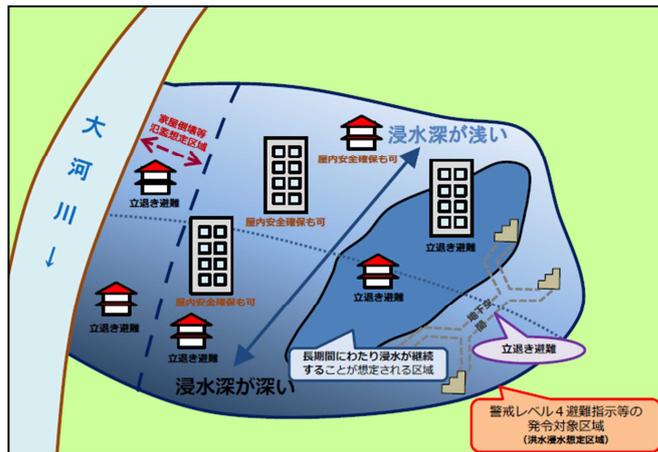
ただし、当該河川の予報区域等の洪水浸水想定区域に対して避難情報を一律に発令する必要はなく、河川が氾濫するおそれが高まっている区域において、氾濫が発生した際の洪水浸水想定区域に対して避難情報を発令するものである。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難情報を発令するため、市は、洪水規模別（計画規模、想定最大規模）、決壊地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ河川事務所等から入手し把握しておくことが必要である。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル4避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。



(水位観測所と受け持ち区域のイメージ)



(受け持ち区域内の1つの氾濫ブロックにおける発令対象区域のイメージ)

(2) 水位周知下水道

水位周知下水道では、水防法に基づき公表されている雨水出水（内水）浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。

(3) その他河川等

その他河川等の氾濫についても、国・道からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。地形や過去の浸水実績等により災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用することも考えられる。

なお、設定にあたっては、地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（第2版）（平成30年12月）を活用することも考えられる。

その他河川のうちダム下流域では、これらに加え、今後順次作成が進められる浸水想定図を参考に区域を設定することも考えられる。

また、防災重点農業用ため池については、浸水想定区域図を参考に区域を設定することが考えられる。

3 避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> 北海道防災情報システム http://www.bousai-hokkaido.jp/ 気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	<ul style="list-style-type: none"> 北海道防災情報システム 気象庁ホームページ 削除（気象庁ホームページに統合）
大雨特別警報	気象庁	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	<ul style="list-style-type: none"> 北海道防災情報システム 気象庁ホームページ 削除（気象庁ホームページに統合）
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> 北海道防災情報システム 気象庁ホームページ 防災情報提供システム
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<ul style="list-style-type: none"> 北海道防災情報システム 気象庁ホームページ 削除
指定河川洪水予報	国土交通省 北海道 気象庁	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について、「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもの。	<ul style="list-style-type: none"> 北海道防災情報システム 気象庁ホームページ 削除 川の防災情報 https://www.river.go.jp/ 市町村向け川の防災情報 https://www.river.go.jp/title_city.html（ID・パスワード必要） 緊急速報メール 国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報

水位到達 情報 (河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度が発表される。	<ul style="list-style-type: none"> 川の防災情報 市町村向け川の防災情報
国管理河川の洪水の危険度分布 (水害リスクライン)	国土交通省	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m 毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	<ul style="list-style-type: none"> 国管理河川の洪水の危険度分布（洪水リスクライン）（一般向け、市町村向け） https://frr.river.go.jp/
水位到達 情報 (下水道)	北海道 市	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。	<ul style="list-style-type: none"> 北海道防災情報システム
流域雨量指数の予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁ホームページ
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	気象庁	大雨による浸水害発生危険度を表す面的分布情報。1 km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁ホームページ
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水害発生危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁ホームページ
今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布および15時間先までの1時間ごとの予測雨量分布を表示したもの。	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁ホームページ

府県 気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台、測候所から適時発表される。	・気象庁ホームページ
------------	-----	--	------------

4 河川の水位と発表される洪水予報等

観測所名	水系名	河川名	観測所の位置	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
				水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画高 水位
名寄大橋	天塩川	天塩川	大橋(①地区)	92.30m	93.20m	94.70m	94.90m	95.62m
真敷別	天塩川	名寄川	中名寄幕別橋 (下川町ほか)	103.90m	104.40m	104.70m	105.00m	106.32m
			中名寄幕別橋 (名寄市街地)	103.90m	104.40m	105.70m	106.00m	106.32m
豊栄川	天塩川	豊栄川	白樺橋上流	93.95m	94.44m	95.10m	95.34m	95.34m
北興橋	天塩川	風連別川	北興橋下流	98.80m	99.60m	100.70m	101.30m	—
西多寄	天塩川	天塩川	瑞生橋下流	105.00m	105.60m	—	—	—

《情報の名称等：洪水予報河川》

1 水位

(1) 氾濫注意水位【レベル2水位】

水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位

(2) 避難判断水位【レベル3水位】

警戒レベル3高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位

(3) 氾濫危険水位【レベル4水位】

警戒レベル4避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

2 洪水予報の発表

- (1) 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）
氾濫が発生又は継続しているとき
- (2) 氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）
氾濫危険水位に到達又は超える状態が継続しているとき
- (3) 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）
 - ア 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき
 - イ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
 - ウ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
 - エ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）
- (4) 氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）
 - ア 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
 - イ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき
 - ウ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇がみこまれないとき

≪情報の名称等：水位周知河川≫

1 水位

- (1) 氾濫注意水位【レベル2水位】
水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位
- (2) 避難判断水位【レベル3水位】
警戒レベル3高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位
- (3) 氾濫危険水位【レベル4水位】
警戒レベル4避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

2 洪水予報の発表

- (1) 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）
氾濫が発生したとき
- (2) 氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）
氾濫危険水位に到達した時
- (3) 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）
避難判断水位に到達した時
- (4) 氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）
氾濫注意水位に到達したとき

5 避難情報の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
警戒 レベル3 高齢 者等 避難	<p>災害対策基本法第56条第2項</p> <p>市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒 レベル4 避難 指示	<p>災害対策基本法第60条第1項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒 レベル5 災害 発生 情報	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面す</p>	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

	る開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	
--	--	--

6 避難情報の発令基準

各河川及び水位観測所は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり（避難情報の発令基準）

《洪水予報河川》

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定 区域図を基 本とする)
警戒 レベル3 高齢 者等 避難	1 指定河川洪水予報により、〇〇川の〇〇水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇〇mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2 指定河川洪水予報により、〇〇川の〇〇水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	〇〇地区 する。
警戒 レベル4 避難 指示	1 指定河川洪水予報により、〇〇川の〇〇水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合） 2 〇〇川の〇〇水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達していないものの、〇〇川の〇〇水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である〇〇mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）	

	<p>3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 〇〇ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p> <p>※6については、対象とする地域条件を勘案し、基準とするか判断すること</p>	
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1 〇〇川の〇〇水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p>	

≪水位周知河川≫

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定 区域図を基 本とする)
警戒 レベル3 高齢 者等 避難	1 ○○川の○○水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である○○mに到達した場合 2 ○○川の○○水位観測所の水位が一定の水位（○○m）を超えた状態で、次の（1）～（3）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （1）○○地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （2）○○川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） （3）○○地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が○○mm以上、又は時間雨量が○○mm以上となる場合） 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※ 水位が設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安となる基準を設定し、発令することが考えられる ※ 2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること	○○地区 する。
警戒 レベル4 避難 指示	1 ○○川の○○水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である○○mに到達した場合（又は当該市町村・区域の個別に定める危険水位に相当する○○mに到達したと確認された場合） 2 ○○川の○○水位観測所の水位が一定の水位（○○m）を超えた状態で、次の（1）～（3）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （1）○○地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （2）○○川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） （3）○○地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や	

	<p>予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 〇〇ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p> <p>※ 2については、河川の状況に応じて（1）～（3）のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること</p> <p>※ 5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>	
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1 〇〇川の〇〇水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	

《その他の河川等》

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定 区域図を基 本とする)
警戒 レベル3 高齢 者等 避難	<p>1 ○○川の○○水位観測所の水位が一定の水位（○○m）に到達し、次の（１）～（３）のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>（１）○○地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>（２）○○川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>（３）○○地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が○○mm以上、又は時間雨量が○mm以上となる場合）</p> <p>2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>※ 1については、河川の状況に応じて（１）～（３）のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること</p> <p>※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の（２）又は（３）を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</p>	○○地区 する。
警戒 レベル4 避難 指示	<p>1 ○○川の○○水位観測所の水位が一定の水位（○○m）に到達し、次の（１）～（３）のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>（１）○○地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>（２）○○川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>（３）○○地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が○○mm以上、または時間雨量が○○mm以上となる場合）</p> <p>2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 ○○ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場</p>	

	<p>合（夕刻時点で発令）</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p> <p>※ 1については、河川の状況に応じて（1）～（3）のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること</p> <p>※ 4については、対象とする地域状況を勘察し、基準とするか判断すること</p> <p>※ 水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する</p>	
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1 ○○川の○○水位観測所の水位が、堤防高（又は背後地盤高）である○○mに到達した場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 避難情報の解除基準

(1) 洪水予報河川、水位周知河川

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

(2) その他河川等

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

8 協力・助言を求めることのできる機関

(1) 札幌管区（旭川地方）気象台

電話番号：0166-32-7102

- ・ 気象の警報等に関すること。

(2) 国土交通省北海道開発局名寄河川事務所

電話番号：01654-3-3177

- ・ 国管理河川施設に関すること。
- ・ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
- ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。

(3) 上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室

電話番号：0166-46-4934

- ・ 道管理河川施設に関すること。
- ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。

(4) 上川総合振興局地域創生部地域政策課

電話番号：0166-46-5918

- ・ 災害情報及び被害情報に関すること。
- ・ 避難対策等に関すること。

(5) 参 考

ア 旭川開発建設部土別道路事務所

電話番号：0165-23-3146

イ 陸上自衛隊名寄駐屯地

電話番号：01654-3-2137

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部 参事（防災担当） （副：総務部総務課）	北海道防災情報システムへの入力	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話・スマートフォン保持者
総務部 総務課	緊急告知ラジオ		町内会
総合政策部 秘書広報課	ホームページ		PCユーザー等
総務部	登録制メール 登録制電話、FAX（ライデン）		事前登録者
本部長の指示	広報車		住民等（巡回ルート）
名寄消防署	消防車		住民等（巡回ルート）
	サイレン、電話又は電子メール		消防団
健康福祉部	電話又はFAX		要配慮者利用施設（※） 避難支援関係者
総合政策部 総務部	電話又はFAX		町内会 自主防災組織 避難支援関係者
総務部 参事（防災担当） （副：総務部総務課）	電話		上川総合振興局 旭川開発建設部 札幌管区（旭川地方）気象台 名寄警察署、名寄消防署

（※）要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

(1) 警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
 - こちらは、名寄市です。
 - 〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
 - 〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、〇〇地区※2）にいる（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
 - ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ※3
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
 - 特に※4、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
 - 避難所は〇〇を開設しています。

(2) 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
 - こちらは、〇〇市（町・村）です。
 - 〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
 - 〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、〇〇地区※2）にいる方は、（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
 - ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ※3
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※5
 - 避難所は〇〇を開設しています。

(3) 警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例

（河川氾濫が切迫している状況）

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）

■こちらは名寄市です。

■〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（河川氾濫を確認した状況）

■緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）

■こちらは、名寄市です。

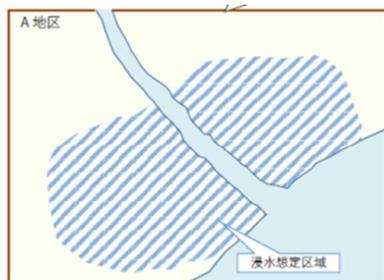
■〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）

■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

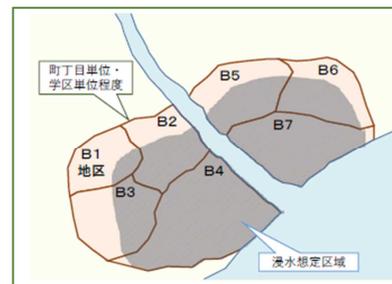
※1 浸水想定区域<旧市町村界単位、浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度の場合
（洪水浸水想定区域が公表されていない中小河川沿い等の居住者等に避難を促す場合には河川沿いや低い土地にお住まいの方等を対象に避難を促すことが考えられるが、このような場所は公表されている明確な区域ではないため、「河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。）

《浸水想定区域<旧市町村界単位》



（発令対象：「A地区の浸水想定区域」）

《浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度》



（発令対象：「B1～B7地区の浸水想定区域」）

※2 浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度の場合

《浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度》



（発令対象：「浸水が想定されるB1～B7地区」）

※3 この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

- ① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。
- ② 自宅・施設等に浸水しない居室があること。
- ③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること。

※4 地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※5 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

（注） 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。

また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

※ 内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下室等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

（4）緊急速報メールの文例

■名寄市：警戒レベル〇 △△△△
〇/〇 〇〇:〇〇
■地 区：〇〇地区
■避難場所：〇〇小学校、〇〇会館
■理 由：〇〇川氾濫のおそれ
■備 考：〇〇地区の洪水浸水想定区域（浸水想定区域である〇〇地区）にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

《基準巻末資料》

I 名寄市の降雨等の記録（地域防災計画・再掲）

過去における大きな災害の記録		
発生年月日	原因	被害状況
平成4年7月30日 ～31日	大雨	120～150mmの降雨により住宅床下浸水1戸、田10畝・畑74畝の冠水、決壊道路4カ所 被害総額約1億円
平成6年8月14日 ～15日	大雨	104.5mmの降雨により田16.7畝・畑35.7畝の冠水、河川被害1カ所、決壊道路3カ所、林道被害2カ所 被害総額約2,200万円
平成11年7月28日 ～29日	大雨	100～120mmの降雨により住宅床下浸水16戸、河川被害1カ所 被害総額約500万円
平成12年7月25日 ～27日	大雨	大雨により畑101.2畝の冠水、林道被害1カ所 被害総額約100万円
平成12年9月1日 ～3日	大雨	100mmの降雨により住宅床下浸水3戸、河川被害4カ所、田25畝・畑18.5畝の冠水 被害総額約400万円
平成13年9月9日 ～11日	大雨	180mmの降雨により住宅床下浸水3戸、田26畝・畑74畝の冠水、決壊道路5カ所、橋の倒壊1カ所 被害総額約8,000万円
平成14年10月2日	台風	強風による倒木被害11件62本
平成16年9月8日	台風	最大瞬間風速32.7m/sの強風により、屋根からの転落負傷者2名、公立学校3校で屋根が飛ばされるなど建物等51カ所の損壊、電柱等の倒壊により5地区300世帯が停電、倒木27カ所約440本、田985畝・畑129畝で農作物被害、営農施設被害431件、 被害総額約3億7,000万円
平成16年12月22日 ～平成17年2月24日	雪害	屋根から転落2人、除雪による軽傷1人、ハシゴから転落3人、除雪による重傷1人
平成18年10月7日 ～8日	強風 大雨	名寄川が危険水位に達した。強風によりビニールハウスなど営農施設損壊217カ所、倒木5,087本、公共施設損壊10数カ所 被害総額約5,900万円
平成22年7月29日 ～30日	大雨	7月29日から30日の未明にかけて降水量117mm（1時間最大23.5mm）を記録、豊栄川と真狩川が溢水し、旭丘町内会と風連南区（緑町）町内会に避難勧告を発令 また、風連中央区（仲町）町内会の一部住民は、自主避難被害状況、名寄地区、床下31件・床上1件、風連地区、床下10件・床上4件 農業被害総額約3億1,370万円

■ 平成28年8月19日（金）～21日（日）の「台風11号」

- 24時間雨量：42.5mm（19日） 1時間最大降水量：7.5mm（21日）
10分間：2.5mm（21日）
- 住宅被害：4棟（浸水被害：床下4件） 避難所の開設：8箇所
- 大雨警報（浸水害） 8月20日05:19 発表 8月21日16:51 解除
- 土砂災害警報情報 8月20日08:11 発表 8月21日18:29 解除
- 名寄川洪水警報 8月21日03:10 発表 8月21日09:20 解除
- 災害対策本部設置日時 8月20日10:30（廃止日時：8月21日18:50）
- 避難勧告①
8月20日11:43 風連地区の緑町、西町、南町、仲町に発令（解除：21日08:10）
- 避難勧告②
8月20日12:27 風連地区の日進、旭、東風連に発令（解除：21日08:10）
- 避難指示（風連町日進地区の風連別川の一部左岸が浸食）
8月20日13:23 風連日進（解除：21日13:36）

■ 平成28年8月22日（月）～23日（火）の「台風9号」

- 24時間雨量：36.0mm（23日） 1時間最大降水量：7.5mm（23日）
10分間：2.0mm（22日）
- 住宅被害：なし 避難所の開設：なし
- 大雨警報（土砂災害・浸水害） 8月22日10:56 発表
- 洪水警報 8月22日21:37 発表
- 大雨警報（浸水害）、洪水警報 8月23日10:26 解除
- 大雨警報（土砂災害） 8月23日15:52 解除
- 災害対策本部設置日時 8月22日16:53（廃止日時：8月23日14:51）
（河川の洪水を想定し、避難所開設要員（職員）を配置・待機）

■ 令和2年11月19日（木）～20日（金）の「大雨」

- 降水量：19日0時～20日24時：61.0mm（19日：39mm、20日：22mm）
- 名寄市の降水量：統計開始以来、11月の1位を更新
24時間降水量：58.5mm（20日08時20分）
 <<これまでの1位は49mm 1997年11月27日>>
48時間降水量：64.5mm（20日07時00分）
 <<これまでの1位は55mm 1998年11月6日>>
- 避難勧告等の発令：なし
- 被害：なし
- 内渚地区の排水機場を稼働
- 農作物の収穫が終了していたため排水ポンプの設置はなし